

困ったなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学院教授

友達に貸した金と
兄についての相談ですが…

45歳男性。小さいなりに自分で会社を興して、なんとか順調に経営をしています。

相談が2つあります。

一つは大学の同級生に300万円貸した件です。学生時代と仲が良く、成績も良くて一流マスコミに入ったのですが、上司と喧嘩をしてそこをやめたのをきっかけに次々に転職し、せっかく子供まで出来た家庭も壊れてしましました。

8年ほど前、金を貸してほしいと頼まれ、50万円を貸しました。一度も返してはもらわないと、度々せがまされて、結局全部で計6回、各50万円をすべて振り込みました。最後が3年前

です。振り込み証明はあります
が、借用証は取っていません。
返済期限も定めていないし、もち
ろん利息の約束もしていません。

こういうご時世ですから私も余裕があるわけではなく、早く返してもらいたいのですが、携帯に電話しても使われていないといふし、手紙を出しても戻ってきててしましました。今どこに勤めているのかも分かりません。九州の実家を知っているので電話をしてみましたが、実家のほうにも長い

間音信がなく、もう死んだと思つているとさえ言われてしましました。もう一つは兄の件です。恥ずかしい話ですが、大学卒業後少しは働いたのですが、うまく社会と適応できないよう、実家で親と暮らしています。大人しくて暴力を振るうようなことはないのですが、今後親が死んだ後はどうなるのか、考えると気が重いです。完全に縁が切れれば嬉しいのですが。



資金請求は10年で時効に。
精神衛生上、友達も兄も負担に考えないこと。

どちらもたまたま、困った方に関わる問題ですね。相談者はまつとうに生きておられるのに気の毒なことです。

まずは一つ目の件ですが、借用証がなくても振り込み証明があれば金額が分かり貸したという証拠になります。これに対して、返済をしたというのは相手方が立証することになります。時効が10年なので、とくに最初の分は急がねばなりません。内容証明による催告書を出して時効中断をしてから裁判にすると、いうのが普通のやり方ですが、肝心の住所が分からぬのでは文書も送れないし、裁判も起こせませんね。弁護士に頼むと住民票を取つてもらえますが、はたして住民票を移しているかどうか、怪しいものです。

相談者に借金があるくらいなので、他にもかなりあるとみるべきでしょう。逃れるために雲隠れをする。警察は刑事案件にからんでの失踪などであれば行方不明者を捜せますが、そうでない動きません。何かのつてで相談者が相手を運良く見つけた

としても、返済能力はまずないでしょう。正式に自己破産をされれば返つてこないと同じことです。

相談者としては相手が友達なだけに心から詫びて、例えば10年後には必ず返すからといった証文でも書いてもらえば気持ちは落ち着くかもしれません。人に金を貸す時には捨てたつもりでと言われますが、精神衛生上、忘れてしまうというのも一案です。

全に縁を切るのは難しいですね。ただ親子とは違つて、自らに余裕のある限度で足りるので、無理をして送金したり、引き取つて面倒を見るといった必要はありません。

お兄さんはずっと働いていないので自分の年金がなく、親が亡くなつた後、遺産を切り崩してしまうばあとは生活保護を申請することになるでしょう。役所から相談者あてに扶養できるか聞いてきますが、余裕がないとの理由で断ればそれ以上のこと